

備品貸出に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、各種備品貸出事業として公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下「本会」という。）が所有する備品の貸出しに関する事項を規定する。

(貸出対象)

第2条 備品の貸出しをうけることができる対象は次のとおりとする。

- (1) 本会会員
- (2) その他会長が認める場合

(貸出備品)

第3条 貸出備品は、別表備品貸出リストに登載されているものに限る。

(貸出申請)

第4条 備品の貸出しを受けようとするもの（以下「借受人」という。）は、借用申込書を会長に提出なければならない。

2 前項の申請は、使用日の7日前までに行うこととする。

(交付)

第5条 会長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査の上、その要否を決定する。

2 会長は、前項の規定により、備品の貸出が必要と認めた場合は、借受人に備品を貸出しするものとする。

(貸出期間)

第6条 備品の貸出期間は、2週間以内とする。ただし、会長が必要と認める場合は、2週間を限度としてその期間を延長することができる。

(備品の返還)

第7条 借受人は、次の各号の一に該当する場合は、会長に備品を返還しなければならない。

- (1) 前条の貸出期間を満了した場合
- (2) 備品の利用を中止する場合
- (3) 備品を損傷した場合

(備品の紛失)

第8条 借受人は、備品を紛失した場合は、速やかに本会会長にその旨を連絡し

なければならない。

(費用負担)

第9条 備品の貸出使用料は、無料とする。ただし、備品の貸出しを受けている間の当該備品の修繕等の維持管理に要する経費は、借受人が負担しなければならない。

2 借受人は、故意又は過失により当該備品を損傷又は紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、会長は、情状により、その損害賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(譲渡等の禁止)

第10条 借受人は、貸出しを受けた備品を他人に譲渡し、転貸し、交換したりしてはならない。

(事故責任)

第11条 備品の使用によって生じた事故等に関しては、本会は一切の責任を負わない。

(違反に対する措置)

第12条 この規程に違反した場合は、以後貸出しを停止する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、備品貸出しに関し必要な事項は、会長が別に定める。

この規程は 平成28年7月1日から施行する。